

虐待防止のための指針

公益社団法人岩手県看護協会
二戸訪問看護ステーション
千厩訪問看護ステーション
東山訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所東山

1 基本的な考え方

公益社団法人岩手県看護協会（以下、「協会」という。）が設置・運営する訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）は、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を重視するとともに、利用者の権利利益の擁護に資するため、次に掲げる虐待行為の防止とその早期発見・早期対応（以下、「虐待の防止等」という。）に努める。

2 虐待行為

虐待に該当する行為は、以下のとおりとする。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の利用者著しく心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい長時間の放置や、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 責務と役割

(1) 事業所における虐待の防止等に係る取り組みの責任者は所長とし、協会における責任者は会長とする。

(2) 所長は、虐待行為の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損ない、その後の事業経営に大きな困難を抱えることとなることを十分に認識し、虐待の防止等に取り組む。

(3) 事業所の職員は、利用者の尊厳の保持と人格の尊重に対する配慮を常に心がけながらサービスの提供にあたりるとともに、虐待や虐待が疑われる事案を発見しやすい立場にあることに配慮し、虐待の

早期発見に努める。

4 推進組織（虐待防止委員会）の設置

各事業所における虐待の防止等に係る取組みについての検討・協議調整や情報の共有のため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を協会に設置する。

- (1) 委員会の運営責任者は、協会担当常務理事とし、委員会の委員長を担う。
- (2) 委員会は、会長、専務理事、常務理事、事務局長、総務部長、各事業所の虐待防止担当で構成する。
- (3) 委員会は、定期的（年2回以上）に行うものとする。また、必要がある場合は、臨時に開催する。
- (4) 委員長は、その必要があると判断した場合は、オブザーバーとして有識者を委員会に招聘し、虐待の防止等に係る取組みについての助言や指導を仰ぐことができる。
- (5) 委員会では、主に以下のことについて協議等を行う。
 - ア 虐待防止等のための指針の整備及び見直しに関すること
 - イ 虐待の防止等のための推進組織に関すること
 - ウ 虐待行為が発生した場合の基本的な対応・対策に関すること
 - エ 虐待行為が発生した場合の原因の分析と、講じた対策・対応の効果検証に関すること
 - オ 事業所における職員研修・教育計画及び実施状況に関すること
 - カ 虐待の防止等のための相談体制に関すること
- (6) 各事業所の委員は、委員会の開催結果を職員に周知する。ただし、実際に発生した虐待行為に係る情報については、一概に共有されるべきではないものも含まれていることがあるので、慎重に取り扱う。

5 虐待行為が発生した場合の基本的な対応

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村の対応窓口で報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

【市町村の相談窓口】※各事業所の指針に掲示

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員は、利用者への虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに所長に報告する。
- (2) 所長は、職員から受けた報告について、担当常務理事を通じて会長に報告する。また、虐待行為の加害者が職員と推察された場合も、同様に報告する。
- (3) 所長は、当事者や当事者の関係者（以下、「当事者等」という。）に対し、事実確認を行い、結果を同様に報告する。
- (4) 会長は、所長からの報告をもとに、専務理事、担当常務理事及び所長で内容を慎重に検討する。虐

待行為があったと判断された場合は、所長を通じて当事者等に対し対応の改善を申し入れる。

(5) 所長は、申し入れ後の当事者等の様子の変化について把握し、同様に報告する。

※ 協会への相談体制は、以下のとおり

- ・利用者及びその家族からの相談等は、職員又は所長
- ・職員からの相談等は、所長又は担当常務理事
- ・所長からの相談等は、担当常務理事

7 職員研修等の実施

事業所の担当者は職員に対し、虐待予防の基礎的内容等の普及や啓発を目的とした研修を実施し、記録する。

- (1) 虐待防止等のための職員研修を、原則年1回以上実施する。
- (2) 新たに職員を採用した場合は、当該職員に対し虐待に係る研修を行う。
- (3) 所長は、職員が外部機関主催研修に積極的に参加できるよう支援する。

8 虐待等に係る苦情等の相談体制

虐待に係る相談や苦情があった場合は、運営規程「苦情処理」に則り対応する。

9 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

10 指針の閲覧

「虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者および家族がいつでも閲覧できるようにする。

11 その他虐待防止に必要な事項

事業所の担当者は、虐待防止等のための事業所内研修の他、事業所外で実施する研修にも参加し、利用者の尊厳の保持や人格の尊重など倫理的なサービス提供を実践し、虐待防止等に努める。

附 則

この指針は、令和6年3月11日より施行する。

この指針は、令和6年10月31日（委員会決議の日）より施行する。